

金銭贈与はこうする

贈与税の基礎控除(贈与税がかからない金額)が110万円に引き上げられてから5年経ちますが、今だに基礎控除が従来の60万円とっておられる方、又、預金の名義を子や孫にしているものの祖母や親が実質管理していることから贈与としての要件を満たしていない方、など多く見受けられます。そこで、この時期確定申告とともに金銭の贈与に関するご相談も多いので、改めて確認のために留意すべき事項を以下にまとめてみました。

1. 贈与を受けたことの意味を明らかにする

民法上贈与は、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約(諾成契約)行為です。つまり、「この財産あげますよ」に対して、「もらいますよ」という意思表示があってはじめて成立することになります。夫婦や親子など特殊な関係にある者の間において行われる金銭等の贈与は書面を作成して行われることが少ないので、贈与の事実を明らかにするためにも「贈与契約書」を作成し、いつ・誰が・何を・誰に・贈与する・受託する旨を記載し、当事者の署名押印をしておきます。できれば、公証人による確定日付を押印しておいた方がより確実です。

2. 財産移転の証拠を残す

契約書があっても形式的なものにすぎないことが多いので、客観的にみても贈与の事実があったと認められる状況をつくります。例えば、父から子に現金を贈与する場合、現金を父の銀行口座から子の銀行口座に一時に振込し、預金通帳に現金の移転の証拠を残すようにします。相続の時に税務署はすべての家族名義の預金口座を数年間遡って動きを見ますので、あえて、後にお金の流れを追跡できるようにしておくのです。

3. 贈与財産の管理などは受贈者が行う

贈与を受けた口座の通帳および印鑑は受贈者が管理するようにしましょう。受贈者の預金口座の開設や引出は、受贈者自身が行います。特に受贈者と贈与者が遠隔地に住んでいる場合は、受贈者の銀行口座は受贈者の最寄りに作ることをお勧めします。例えば、子供に現金を贈与したと主張しても通帳も印鑑も父が所持したままでは贈与による財産の移転があったとは認められません。又、父の銀行印を贈与者である子の銀行印としても使っていることもよくありますがこれも問題ありです。預貯金などは別名義で口座を作っても単なる「名義借り」であって、実質は父の所有財産(つまり贈与がなかったもの)と判断され、相続のときには相続財産として相続税が課税されることになります。

4. 贈与税の申告・納付を受贈者が行う

贈与税の申告・納付は、財産をもらった人が行います。例えば、親が贈与税の肩代わりをするとそこにもまた贈与税がかかります。小額の贈与税の申告を行うことも有効ですが、その場合でも上記1~3の要件を満たさないと贈与があったとは認められませんので注意が必要です。

5. 生前贈与加算(相続税精算課税制度を除く一般贈与)に注意

相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続財産に含めて相続税の計算を行うこととなります。但し、相続人以外への孫などへの贈与や贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額に相当する部分は相続財産に含める必要はありません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。